

山形県文化基本条例の制定(平成 30 年 3 月)

(条例制定に至る経緯・背景)

山形県文化振興プランの策定(平成28年3月)

概ね10年間の文化施策の方向を示したもの。地方創生の動きを踏まえ、文化を通じた地域への愛着と誇りの醸成、文化を活かした観光や産業の振興、地域活性化を図る。

山形県文化振興プラン策定後の主な動き

- ・出羽三山などの日本遺産認定、「新庄まつり」のユネスコ無形文化遺産登録
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
- ・山形県総合文化芸術館の開館(平成31年度予定)
- ・文化芸術基本法の改正(平成29年6月)、文化芸術推進基本計画(第1期)の策定(平成30年3月)
- ・文化財保護法の改正(平成31年4月施行)

「山形県文化基本条例」の制定

条例の目的(第1条)

文化の推進に関する基本理念、県の責務、県民や文化団体等の役割、文化に関する施策の基本事項等を定め、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与する。

基本理念(第2条)

- 県民の自主性の尊重
- 文化活動を行う者の創造性の尊重、地域向上、能力発揮のための考慮
- 県民が等しく、生涯を通じて、文化を鑑賞し、創造し、参加できる環境の整備
- 本県文化への県民の理解、郷土への愛着や誇りを育むための考慮
- 本県文化の多様性を尊重、次世代への継承のための配慮
- 本県文化の国内外への発信、文化交流の拡大
- 文化による地域と経済の活性化(観光、まちづくりなどの各施策との有機的連携)
- 県民、文化団体等、事業者、教育機関、行政との連携・協働

文化の推進に係る基本的施策(第12条～第17条)

1 文化の振興等

芸術・生活文化等の振興、伝統芸能等・特色ある文化(精神文化・舟運文化・伝統工芸・食文化)の継承・発展、文化財等・デザインの保存・活用

2 文化に親しむ環境づくり

鑑賞機会の充実、施設の充実活用、事業者の活動促進、情報の収集・提供

3 文化をはぐくむ人づくり

県民の文化発信力の向上、子どもの創造性育成、高齢者・障がい者の活動促進、担い手の育成・確保、顕彰

4 文化を活用した社会づくり

地域の活性化、経済の活性化、観光振興、情報発信・交流推進

文化推進基本計画(第9条)

文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**文化に関する施策に係る基本的な計画**を定めるものとする。

推進体制の整備(第10条) 文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備する。

財政上の措置(第11条) 文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。

山形県文化推進基本計画(仮称)の策定

山形県文化基本条例第9条に基づく文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画、及び、文化芸術基本法第7条の2第1項に定める「地方文化芸術推進基本計画」として、新たに計画を策定する。

計画策定の考え方・視点

- 「山形県文化振興プラン(平成28年3月策定)」を踏まえながら、文化基本条例に掲げる基本理念及び基本的施策に則り、新たな視点からの施策や重点的に取り組む施策を盛り込む。

関係団体等からの意見を踏まえて策定

- 山形県文化推進委員会、文化団体、経済関係団体、市町村等から幅広く意見を聴取。

第1回山形県文化推進委員会・県内文化団体等からの主な意見(平成30年9月～10月中旬までの分)

(文化に親しむ環境づくり)

- ・伝統芸能の発表の場の確保など文化の継承に対する支援を充実すべき。
- ・文化施設等には無料Wi-Fiや外国語表記など外国人観光客に対する配慮が必要である。
- ・県民が文化を発信するためには、自らが地域の素晴らしい文化資源を知る必要がある。
- ・山形県総合文化芸術館では先端的で実験的な取り組みを行い、注目される施設にしてほしい。
- ・文化活動の場の確保が課題。地域の身近な施設で文化活動ができる環境づくりが必要である。
- ・企業の文化活動促進のためには、企業側が参加しやすい仕組みを作る必要がある。

(文化をはぐくむ人づくり)

- ・伝統工芸の継承・発展には、継承者への支援、産業分野と連携した支援が必要である。
- ・文化事業の企画等を行う担い手育成のための研修や実践する機会を作ることが必要である。
- ・次世代の担い手の育成のためには、地域と教育機関との連携が必要である。

(文化を活用した社会づくり)

- ・文化資源の「まちづくり」等への活用は、地域にとって有益なものになければならない。
- ・情報発信は、届けたい相手に魅力が正しく伝わる方法で行われる必要がある。
- ・国内外から観光客が訪れる東京2020オリンピックに向け、更に発信力をつける必要がある。

(全般的事項)

- ・計画が形骸化しないような視点を持つ必要がある。
- ・事業実施効果の検証や測定を行う必要がある。
- ・県、市町村等における相談対応窓口を明確にしておく必要がある。